



業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の目的 志布志市ふるさと納税メディアミックス業務委託
- 2 履 行 場 所 全国
- 3 履 行 期 限 契約締結日から平成29年3月31日まで
- 4 業 務 委 託 料 一金 59,999,400円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 4,444,400円
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項、第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に8/108を乗じて得た額である。

[() の部分は、受託者が課税業者である場合に使用する。]

- 5 契約保証金 免除

上記の委託業務について、委託者 志布志市長 本田修一 (以下「甲」という。) と受託者 株式会社 博報堂 九州支社 支社長 釘町 豊 (以下「乙」という。) との間において、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号) 第3条の4第1項に規定する売掛金債権担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務内容の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

第5条 乙は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその理由を付して、甲に対して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(事情変更による業務委託料の変更)

第6条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため業務委託料の額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して業務委託料の額を変更することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し、発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務を終了したときは、遅延なく、甲に対して委託業務終了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務終了届を受理したときは、その日から10日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。

5 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、委託業務に係る目的物を甲に引き渡すものとする。

(かし担保責任)

第9条 乙は、前条第5項の引渡しの日から起算して12箇月以内に発見された目的物のかしを甲の指定する期限までに修補するものとする。

2 甲は、前項のかしの修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(業務委託料の支払)

第10条 甲が支出する委託料の支払いは、前金払いとし、乙の適法な請求書に基づき、別紙1委託料支払内訳書の金額を支払うものとする。

(業
第11条

は、

2・前
業務
を控
ると
額が
切り

(支

第12条
の全

2 前
支払

(契

第13条
契約

(1)

(2)

(3)

2 前
に相

3 月

た

もの

(私

第14条

2 こ

人情事

(中

第15

がま

(業務遅延に対する遅延利息)

第11条 乙がその責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の遅延利息の額は、履行期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、業務委託料の額（委託業務が可分のものであるときは、業務委託料の額から一部完了額を控除した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。））に対して年2.8パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第12条 甲がその責めに帰すべき理由により第10条第2項に規定する期間内に業務委託料の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払業務委託料の額に対して年2.8パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

(2) 第2条及び第3条の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、業務委託料の額の100分の10に相応する額を違約金として、甲の指定する日時までに、支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると認めるときは、委託業務の一部完了部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合においては、甲は、その一部完了額を支払うものとし、その支払金額は、甲乙協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報漏洩の報告)

第15条 乙は、情報の漏洩または改竄が行われたことを発見した場合、またはそのおそれがある場合には、直ちに（一時間以内に）甲の担当者に連絡するものとする。

2 乙は、甲の担当者の指示に従い、情報流出防止及び損害の拡大防止のため適切な措置をとるものとする。

(漏洩時の損害賠償)

第16条 乙及びその再委託先、再委託先の開示先等、本契約に基づき甲から乙に開示された個人情報を取得した者が、個人情報の漏洩、違法な開示、その他本契約に反する利用を行った場合には、乙はこれにより、甲または第三者に生じた一切の損害を賠償するものとする。

2 前項の損害には、広告費用、慰謝料、印刷、郵送費、訴訟費用、弁護士費用、情報主体に対する合理的な範囲内でのお詫び料を含む。

(委託業務の調査等)

第17条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

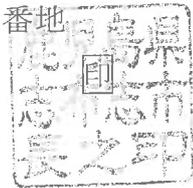
(契約に関する紛争等の解決)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保持する。

平成28年4月25日

甲 鹿児島県志布志市有明町野井倉1756番地
志布志市長 本田修一



乙 福岡県博多区下川端2-1博多リバレインイーストサイト
株式会社 博報堂 九州支社
支社長 釘町 豊



措置

別紙1 (第10条関係)

委託料支払内訳書

さね
利用
るも

報主

又

支払時期	支払金額
第1四半期 平成28年 5月	14,999,000円
第2四半期 平成28年 8月	14,999,000円
第3四半期 平成28年11月	14,999,000円
第4四半期 平成29年 2月	15,002,400円
合計	59,999,400円

自1

ナイト



別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、盗用防止、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引

き渡すものとする。

2 乙は委託処理後のデータの返還・消去・廃棄に関する事項を文書によって報告するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに（1時間以内に）甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

注1 「甲」は委託者である市を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

志布志市ふるさと納税メディアミックス委託業務仕様書

1 委託業務名

志布志市ふるさと納税メディアミックス委託業務

2 事業の目的

現在、志布志市（以下「本市」という。）は、市内産業の活性化に寄与することを目的として、ふるさと納税を行った市外に住所を有する個人に対してお礼品を贈呈する志布志市ふるさと納税推進事業（以下「ふるさと納税事業」という。）を平成 27 年 6 月より本格的に実施している。ふるさと納税は、本市が、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくること、また、魅力あふれる本市のあり方を築く地方創生のために必要不可欠だと考える。

鹿児島県内の平成 27 年寄附実績では、本市は寄附金額で県内第 3 位となるなど、ふるさと納税先として認知を高めているものの、ふるさと納税事業の実施が先進自治体より遅れたため、更なる PR を必要としている。

本市のふるさと納税では、寄附者の半数以上が関東在住、中でも東京都からの寄附が 27.7%以上を占めている。

このようなことから、東京都内を中心とした全国主要都市での、志布志市ふるさと納税及び志布志市特産品の PR を、今まで本市が実施していない斬新な形で効果的に実施することで、志布志市ふるさと納税及び志布志市特産品のイメージアップを図ることを目的とする。

2 事業期間

委託契約締結日から平成 29 年 3 月末日まで。

3 業務内容

(1) 概要

本市は平成 28 年度ふるさと納税の目標額を 20 億円以上と掲げており、この目標を達成するために、志布志市ふるさと納税及び志布志市特産品の魅力を伝えることができる複数の異なるメディアを用いた広告戦略を立て、東京都内を中心とした全国主要都市圏において、効果的な PR 事業を行うものとする。

【参考】本市ふるさと納税の特徴

- ・豊富なお礼の品ラインナップ（69 品）2/19 現在
- ・養殖うなぎと肉（県産黒毛和牛、黒豚、加工肉）の割合が全体の 82.7%
- ・海産物や他加工品も用意されている。

(2) ターゲット

本市のふるさと納税寄付者のエリア割合は関東地区が 51.1%で、特に東京都は 27.7%となっており、東京都を中心とした主要都市圏でのプロモーションが必要だと考えている。また、高額所得者に特化したマーケティングや 30 代、40 代の女性をターゲットとすることも想定しているが、別のターゲットを設定することも可能とする。その場合、客観的データに基づき、ターゲット設定の理由と期待される効果を提案書で記述すること。

(3) PR形態

(1) WEBを活用したマーケティング

- ①検索エンジンを活用したWEB広告（リスティング広告など）
- ②アドネットワーク広告
- ③SNSを活用した広告
- ④youtube等の動画サイトによる広告

(2) 紙媒体を活用したマーケティング

- ①高所得者層に訴求力のある雑誌等への広告
- ②主婦層向けの雑誌等への広告
- ③記事広告

(3) テレビ媒体によるマーケティング

- ①情報番組等でのPR

(4) その他、寄付額20億円達成に向けて有効な広告宣伝等

(4) スケジュール

別紙、「志布志市ふるさと納税メディアミックス委託業務年間施策」を基準に有効かつ効果的な広告マーケティングを、その都度、甲乙で協議し、決定するものとする。



志布志市役所 御中

請求書

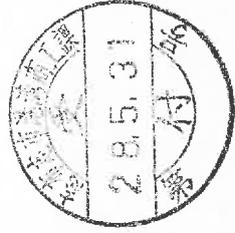


請求No. 27839-160524

2016年 05月 31日

請求金額合計 下記の通り御請求申し上げます。

¥ 14,999,000 消費税等 ¥ 1,111,037



株式会社 博報社
812-0027 九州支社福岡市博多区
下川端通2-263-4560
TEL: 092-263-4560

九州支社 支店長 釘野 豊 PAGE 001

No.	請求内容	金額	備考
0001	志布志市ふるさと納税メディアアミックス 業務委託 (第1期分)	13,887,963	
	*** ページ計 (税抜き) *** *** 総計 (税抜き) ***	13,887,963 13,887,963	

01019487 160524 01007666 160524 00090478 00090478 01 00001809 0177 振込銀行: 福岡銀行 天神町支店 (当) 0004285
口座名義: カ) 財ボウ

お振込みは下記の口座へお願い致します。





志布志市役所 御中

請求書

請求No. 54066-161111

2016年 11月 11日

請求金額合計 下記の通りの御請求申し上げます。

¥ 14,999,000

消費税等 ¥ 1,111,037



株式会社 博覧

812-0027

福岡県九州支庁福岡市博多区
下川端町2-1 博多カレンビル401号

TEL: 092-263-4560

PAGE 001

No.	請求内容	金額	備考
0001	志布志市ふるさと納税代行サービス業務委託 (第3期分)	13,887,963	
	*** ページ計 (税抜き) *** *** 総計 (税抜き) ***	13,887,963 13,887,963	



01019487 161111 01020537 161111 00090478 00090478 01 00001809 0177

振込銀行: 福岡銀行 天神町支店 (当) 0004285
 口座名義: カレンビル

お振込みは下記のお振込み口座にお振込みをお願いします。

1556181



志布志市役所 御中
志布志市長 本田 一

請求書

請求No. 28128-170222

請求金額合計 下記の通りの御請求申し上げます。

¥ 15,002,400

消費税等

¥ 1,111,289

2017年 02月 22日

株式会社 博報

812-0027

博報九州支社福岡市博多区
下川端2-1 博多駅前ビル301号

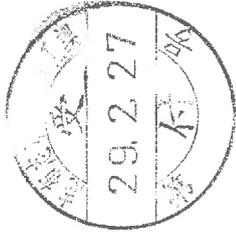
TEL: 092-263-4560

支店長

金町町 豊

PAGE 001

No.	請求内容	金額	備考
0001	志布志市ふるさと納税デジイミックス業務委託 (第4期分)	13,891,111	
	*** ベーシ計(税抜き) *** *** 総計(税抜き) ***	13,891,111 13,891,111	



01019487 170222 01007666 170222 00090478 00090478 01 00001809 0177 振込銀行: 福岡銀行 大神町支店 (当) 0004285 口座名義: カ) 博報九州

